

公 示

九 州 運 輸 局 長
令 和 7 年 10 月 14 日

道路運送法施行規則第15条の6の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第15条の7に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を令和7年10月24日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

- 1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2. 事案の件名及びその番号
- 3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

(公示番号 九運公第62号)

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止又は廃止に係る事業計画変更届出

事案 番号	休止又は 廃止の別	申請者	届出路線		料程	休止又は廃止 の予定日	休止又は廃止 の理由	備考
			起 点	終 点				
			別紙のとおり					

(公示番号 九運公第62号)

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止又は廃止に係る事業計画変更届出

事案 番号	休止又は 廃止の別	申請者	届出路線		料程	休止又は廃止 の予定日	休止又は廃止 の理由	備考
			起 点	終 点				
福7廃17	廃止	西鉄バス北九州株式会社	福岡県北九州市小倉南区湯川139-21の先	福岡県北九州市小倉南区湯川5-5-1の先	0.87	R8.4.1	慢性的な乗務員不足及び 利用者減少や収支状況 の悪化のため。	
			福岡県北九州市小倉南区横代東町5-5-12の先	福岡県北九州市小倉南区大字横代373-2の先	1.49			
			福岡県北九州市小倉南区中貫2-16-9の先	福岡県北九州市小倉南区大字貫537の先	1.11			
福7廃20	廃止	西鉄バス筑豊株式会社	福岡県直方市古町4-7の先	福岡県直方市溝堀1-5-47の先	1.31	R8.4.1	慢性的な乗務員不足のため。	
			福岡県直方市溝堀1-5-47の先	福岡県直方市大字下境1437-1の先	2.19			
			福岡県直方市大字下境1437-1の先	福岡県直方市大字下境1436-1の先	0.08			
			福岡県直方市大字下境1436-1の先	福岡県直方市大字下境606-1の先	0.46			
			福岡県直方市大字下境606-1の先	福岡県直方市大字下境836-1の先	0.63			
			福岡県直方市大字下境836-1の先	福岡県直方市頓野2729の先	0.42			

(公示番号 九運公第62号)

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止又は廃止に係る事業計画変更届出

事案 番号	休止又は 廃止の別	申請者	届出路線		料程	休止又は廃止 の予定日	休止又は廃止 の理由	備考
			起 点	終 点				
福7廃20	廃止	西鉄バス筑豊株式会社	福岡県直方市頓野2729の先	福岡県直方市下境894-1の先	0.67	R8.4.1	慢性的な乗務員不足のため。	
			福岡県直方市下境894-1の先	福岡県直方市大字下境606-1の先	0.32			
			福岡県直方市大字下境1436-1の先	福岡県直方市大字下境1335-6の先	0.09			
			福岡県直方市大字下境1437-1の先	福岡県直方市大字下境1335-6の先	0.01			
			福岡県直方市大字下境1335-6の先	福岡県直方市永満寺2443-5の先	2.72			
			福岡県直方市永満寺2443-5の先	福岡県直方市永満寺2502の先	0.56			
			福岡県直方市永満寺2502の先	福岡県直方市永満寺2130-2の先	0.32			
			福岡県直方市永満寺2443-5の先	福岡県直方市永満寺2130-2の先	0.63			